

事業の運転、創業、設備資金が必要な方に

## 令和7年度「秩父市ハイパワー資金」のご案内 (秩父市中小企業振興資金)

市が補助する利子分を差し引いた利率で融資を受けることが出来る、とても有利な制度です。  
ぜひご利用ください。

【資金用途】 運転資金・設備資金としてご利用ください。

【ご利用いただける方】

市内に店舗、工場または事業所（法人の場合は本社）を有する  
中小企業者であって、市税を完納している方  
(これから創業する方も対象となります)

【融資限度額】 運転資金、設備資金合わせて2,000万円  
※限度額内であれば、複数借入れが可能です。  
(同一金融機関に限ります。)

【実行利率】 融資実行時の長期プライムレートから1%を引いた利率  
※長期プライムレートが2%未満の場合、2分の1の利率となります。  
例) 1.5%の場合→0.75%市が補助し、0.75%で実行されます。  
2.25%の場合→1%市が補助し、1.25%で実行されます。  
令和7年6月26日時点：長期プライムレート 2.25%

【融資期間】 運転資金 7年以内(据置6か月以内)  
設備資金 10年以内(据置6か月以内)

【償還方法】 原則として元金均等分割返済

【担保】 必要に応じて

【保証人】 必要に応じて

【信用保証】 原則として必要(埼玉県信用保証協会による保証)

【注意事項】

- ・既に他の金融機関でこの制度をご利用中の方は申請できません。
- ・利用された方の借入金返済予定および実績について、市から取扱金融機関へ照会をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

【取扱い金融機関】

商工中金 熊谷支店	☎048-525-3751	埼玉りそな銀行 秩父支店	☎22-3850
武蔵野銀行 秩父支店	☎22-0940	埼玉縣信用金庫 秩父支店	☎22-2550
足利銀行 秩父支店	☎22-1700	東和銀行 秩父支店	☎22-4353
埼玉信用組合	☎22-2400		

※同時に複数の金融機関への申請はできません

【お問い合わせ先】 秩父市役所 先端技術推進課 ☎21-5522  
秩父市熊木町8-15 歴史文化伝承館3階